

令和6年3月7日

よりよい介護をつくる市民ネットワーク

代表 萩原三義 様

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室

介護ケア推進課(TEL:213-5871 FAX:213-5801)

御質問いただきました高齢者施策に関して、以下のとおり回答します。

質問1

現在、高齢者介護は、要介護2以下についてすべて、総合事業（京都市の財政負担）に任されること等が検討されていますが、京都市の介護予防施設やボランティア団体の状況をみると、問題なく実施できる可能性があるとは思えません。

総合事業の目標を何とし、どのように取り組むか、その最も基本となる市長の考えをお教えてください。

回答1

総合事業は、介護保険法の改正によって、市町村が中心となり地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを推進することなどを目的に創設されたものであり、本市においては、「介護予防の推進」「多様な担い手の活躍」「生活支援サービスの充実」を目指して、取組を進めています。

要介護1・2の方の総合事業への移行については、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会で検討が行われ、令和4年12月20日付けで取りまとめられた同部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。」とされています。したがって、国において、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間においては、要介護1・2の方を総合事業に移行しないこととされましたが、今後の国の動きを注視し、必要な対応を進めていく必要があると考えています。

質問2

高齢者率が全国で2040年ころまで増加を続け、訪問介護ヘルパーの必要数が数十万規模で増加が見込まれる一方、実際のヘルパー増加は不十分というのが現状です。原因の一つにヘルパーの待遇の悪さがあり、多くの訪問介護ヘルパーは移動時間が無給となっています。しかし、報酬は国が定めているため、事業者には待遇改善の原資がなく、全国で多くの訪問介護事業者が赤字とヘルパ

一不足から、事業撤退する事態になっています。

この状況の中で、厚生労働省は、経営効率の異常に高い「サービス付き高齢者住宅付付属訪問介護事業所」と一般の「訪問介護事業所」を区別せずに平均し、訪問介護事業者の利益率が高すぎると判断し、単価を切り下げるといふ、不可解な提案をしております。

- ① 京都市内の訪問介護ヘルパー不足と、訪問介護事業者の苦境に対し、何をどのように取り組まれるか、その基本的な考え方について教えてください。

回答 2-1

高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要が更に高まることが見込まれる一方で、生産年齢人口が急速に減少し、担い手不足が深刻な課題となる2040年を見据え、第9期京都市民長寿すこやかプランでは、訪問介護員を含む「介護の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進」を重点取組の一つとして掲げております。その取組として、介護の担い手の処遇改善に繋がる取組や、介護のしごとの魅力発信、介護未経験の方を対象とした「介護に関する入門的研修」の実施、ICT・介護ロボットの活用等による介護現場の生産性向上、外国人労働者をはじめとする介護の担い手の裾野拡大等の充実施策を推進してまいります。

今後とも関係機関と連携しながら取組を推進するとともに、一層の処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。

- ② また、厚生労働省の提案についてどのようにお考えになっておられるか、教えてください。

回答 2-2

令和6年度の介護報酬改定については、1.59%のプラス改定となりました。介護報酬改定の内容については、国において、「介護事業経営実態調査」等の結果に基づき、総合的に判断されたものであると認識しております。

訪問介護（ホームヘルプサービス）については、基本報酬については引き下げられておりますが、これは「介護事業経営実態調査」において、収支差率（利益率）が、令和4年度決算で7.8%と、介護サービス平均の2.4%を上回ったため、全体の収支差率（利益率）を眺めたうえで、調整が行われたものと認識しております。

なお、厚生労働省の説明によると、訪問系サービスは、物件費率が低いため、基本報酬は引き下げているが、処遇改善加算において、他のサービスよりも高い

加算率を設定したほか、加算の新設や算定要件の緩和など、報酬改定全体で、必要な手当を行っているとのこと。

本市としては、今後の物価高騰の状況や高齢者施設の運営状況等を注視しつつ、必要に応じて、国に対して必要な措置・支援等を要望してまいります。

質問3

仕事と介護を両立することは容易ではありません。特に家庭内で介護を担う人が離職する介護離職も増加傾向にあり、令和4（2022）年「就業構造基本調査」の結果によれば、介護離職者数は10万5千人に達したといえます。

一方で「介護離職対策」として進められている施設の増設に対し、現在の住居での生活を介護者の手助けを受けながら続けたいという高齢者の願いにも切実なものがあります。

京都市内の介護離職対策として、何を中心にどのように取り組まれますか？

回答3

本市では、これまでから、支援を行う専門職が、家族介護者の想いや負担を踏まえ、相談対応や様々な支援策を活用した支援を行えるよう、研修等の機会を通じ、家族介護者支援の観点からのアセスメント・支援策の検討の必要性の普及啓発に取り組んでおります。また、家族介護者の交流、民間企業と連携した情報発信等、家族介護者の孤立化や心身の不調を未然に防ぐ取組も実施しております。

次に、介護基盤整備においては、第7期京都市民長寿すこやかプラン（2018年度～2020年度）から、介護離職ゼロ実現に向けた前倒し・上乘せ整備を行っており、第9期プランの整備等目標数の整備を完了させることにより、特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームについては、中長期的な需要に対応し、2027年度（令和9年度。第10期計画期間）以降の新規整備を要しない程度の定員数を確保できる見通しとなります。また、できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう、24時間対応型の在宅サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護の設置促進を進め、様々なニーズに対応できるよう在宅サービスの基盤整備を進めてまいります。

なお、働きながら介護をするビジネスケアラーに向けては、京都市情報館や「京都市版お悩みハンドブック」で、仕事と介護の両立に役立つ情報提供等に取り組んでおりますが、国においても、より幅広い企業が両立支援に取り組むことを促すため、企業向けのガイドラインが策定されることになっています。こうした国の動向も踏まえつつ、今後とも様々な職場で、ビジネスケアラーへの理解や支援が進み、離職防止等につながるようケアラー支援に引き続き取り組んでま

います。